

第九条の次に次の二十条を加える。

(流行初期医療確保措置の実施期間)

第九条の二 法第三十六条の九第一項の政令で定める期間は、法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表(次条第二項において「新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表」という。)が行われた新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のまん延の状況その他の事情を勘案して当該感染症について厚生労働大臣が定める期間とする。

(対象医療機関の診療報酬の額等)

第九条の三 法第三十六条の九第一項に規定する対象医療機関(以下この条において単に「対象医療機関」という。)が同項に規定する医療協定等措置を講じたと認められる日(次項において「医療協定等措置認定日」という。)の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該各号に定める費用(次項において「公的医療保険給付費」という。)として当該対象医療機関に支払われる額とする。

一 法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置を講じたと認められる医療機関 健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次号において同じ。、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

二 前号に掲げる医療機関以外の医療機関 外来療養(健康保険法第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)、船員保険法第五十三条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)、国民健康保険法第三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)、国家公務員共済組合法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)、地方公務員等共済組合法第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養(同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の給付並びに外来療養に係る保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

3 法第三十六条の九第一項の政令で定める月は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日(第九条の五において「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日」という。)前一年において医療協定等措置認定日に応当する日の属する月(厚生労働大臣が定める理由により当該月によることが適当ないと認められる場合は、当該理由に応じて厚生労働大臣が定める月)とし、当該月における対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、当該月の公的医療保険給付費として、当該対象医療機関に支払われた額とする。

(流行初期医療の確保に要する費用の額)

第九条の四 法第三十六条の十の政令で定めるところにより算定した額は、前条第二項の規定により算定した額から同条第一項の規定により算定した額を控除した額に八分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(二)類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者に関する読み替え」に改める。

第九条の五 法第三十

つき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日の属する月から第九条の二に規定する厚労大臣が定める期間が経過する日の属する月までの間（次条において「流行初期医療確保措置期間」という。）における流行初期医療確保措置（法第三十六条の九第一項に規定する流行医療確保措置をいう。次条において同じ。）に要した費用の額の八分の三に相当する額とする

第九条の六 (済生会其医療保険料率八分金の額) 第三十条の十三の規定により社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、流行初期医療確保措置実施期間において

ける流行初期医療確保措置に要した費用の額の二分の一に相当する額とする（保険者の合併等の場合における流行初期医療確保拠出金等の額の算定の特

第九条の七 合併若しくは分割により成立した保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第十一項に規定する保険者をいいう。以下この条において同じ。）合併若しくは分割後存続する保険者（二つとも同一の保険者をいいう。以下この条において同じ。）

「拠出金等」というこの額は、次の各号に掲げる成立保険者等の区分に応じ、
とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは

一 合併又は分割により成立した保険者当該保険者が当該合併により消滅分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者から承継し

二 初期医療確保拠出保険等による債務の額
合併存続した保険者の権利義務を承継した保険
前項における当該保険者による解散を除く
合併存続する保険等による合併等半度の差引定期医療確立金等の

散により消滅した保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出を加えて得た額を

三 分割後存続する保険者 当該分割前における当該保険者に係る合併等年次保険料等の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度

抛出金等に係る債権の額を控除して得た額

において同じ。)の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対してもうものと
保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求は、厚生労

（流行初期治療の確保に要する費用の返納）
第一項（流行初期治療の確保に要する費用の返納）

第九条の二 法第三十九条の二十三第一項の政令による收入は、法第三十九条の二第二号に掲げる措置による助成金のうち政令第三十六条の九第一項に規定する額を確保に要する費用に係るものとして厚生労働大臣が定めるもの（次項において「第三次の助成金」という。）

保補助金」という。)とする。
法第三十六条の二十三第一項の政令で定める額は、第一号に掲げる額から

控除した額（当該額が同項の流行初期医療の確保に要する費用に係る収入の二分の一を上回る場合には、流行初期医療確保費用収入額）

とする
第九条の第三第一項の規定により算定した額、流行初期医療確保費用収入
確保補助金の額の合計額

二 第九条の三第二項の規定により算定した額及び当該額から同条第一項に除した額に八分の二を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数が切り捨てるものとする。）

第九条の十 法第三十六条の二十三第四項において法第三十六条の十九から第三十六条の二十二までの規定を準用する場合においては、これらの規定中「支払基金」とあるのは、「都道府県知事」

(基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可)

第九条の二十一 支払基金は、法第三十六条の三十二第一項の規定により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようとするときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由

二 第九条の十四第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法

四 基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込証

二 基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した書面

第十条中「昭和三十三年法律第百九十二号」を削る。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(手数料の額等)

第二十四条の二 法第五十六条の四十九第一項の規定により匿名感染症関連情報利用者（法第五十一条の二第二項、第四十四条の三の三第二項、第五十条の三第二項及び第五十五条の四第二項）に改め、同号二中「及び同条第四項から第八項」を「同条第五項から第十一項に改め、含む。」の下に「第四十四条の三の二第一項及び第四十四条の三の三第一項」を加え、同号末中「並びに」を「第五十条の三第一項、第五十条の四第一項並びに」に改める。

第五条の六（見出しを含む。）中「第三十一条の六第三項」を「第三十一条の八第三項」に改め、同条第三号中「第三十二条の六第一項」を「第三十二条の八第一項」に改め、同条第四号中「第三十二条の六第一項」を「第三十二条の八第一項」に、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の四第一項」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「並びに介護保険法」を「介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第二十九条及び第四十六条中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

第六十五条第一項第一号イ及びロ並びに第六十七条第三項中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「並びに介護保険法」を「介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」の規定による流行初期医療確保拠出金等（附則第六条において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

附則第六条中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「並びに介護保険法」を「介護保険法」に、「の総額」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」の規定による流

行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の総額」に、「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金（次項において「流行初期医療確保拠出金」という。）に改め、同条第二項第二号中「並びに介護納付金の総額」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の総額」に、「並びに介護納付金の納付」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第二十条第四項中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第六条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「並びに介護保険法」を「介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付」に改め、同条第二項第一号中「後期高齢者支援金等の納付」を「後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

2 法第五十六条の四十九第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受ける匿名感染症関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症の段階にわたる委託を受けて、支払基金等が法第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症の段階にわたる委託を受ける者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者）に提出しなければならない。

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は匿名感染症関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第五十六条の四十九第一項の手数料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受ける匿名感染症関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第五十六条の四十八の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症の段階にわたる委託を受ける者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に提出しなければならない。

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

三十条第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第二条第一項第二号中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第四条第二項第一号イ中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第五条第一項第一号ロ(1)及び同条第八項中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第九条第二項第一号ホ中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（へ及び第十九条第三号において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用の額

第十九条第三号中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号イ中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十一條」を「以下この条及び第十一條」に改め、「負担対象額」という。」の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の額から当該流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額に占める特定費用額の割合を乗じて得た額（第十一條において「特定流行初期医療確保拠出金の額」という。）を控除した額（第十一條において「負担対象拠出金額」という。）の合計額（第七条第一項及び第九条において「負担対象総額」という。）」を加える。

第七条第一項及び第九条中「負担対象額」を「負担対象総額」に改める。

第十二条中「加えて得た額」の下に「に当該年度における負担対象拠出金額に一から当該年度における後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに当該年度における特定流行初期医療確保拠出金の額に一から当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額」を加える。

第十三条第七項第一号中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第十七条及び第十八条において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第十七条及び第十八条中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

第二十五条の三第二項中「保険納付対象額」を「保険納付対象総額」に改める。

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

附 則